（そ）

ソマチュリン皮下注60mg	60mg１筒	180,360
ソマチュリン皮下注90mg	90mg１筒	253,900
ソマチュリン皮下注120mg	120mg１筒	323,624

（た）

タイガシル点滴静注用50mg	50mg１瓶	12,188

外　用　薬

品　名	規　格　単　位	薬　価
		円
（き）		
ギリアデル脳内留置用剤7.7mg	7.7mg１枚	156,442.60
（し）		
シーブリ吸入用カプセル50μg	50μg１カプセル	199.20
（と）		
トービイ吸入液300mg	300mg５mL１管	8,633.80

○厚生労働省告示第五百六十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日　厚生労働大臣　三井　辨雄

第十第二号(一)ハ中「及びエジュラント錠二五㎎」を「、エジュラント錠二五㎎、アイミクス配合錠HD及びアイミクス配合錠LD」に改める。

○厚生労働省告示第五百七十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十二号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十二日　厚生労働大臣　三井　辨雄

別表に次のように加える。

36	パクリタキセル（薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年９月６日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
		060335xx0100xx
		060335xx0101xx
		060335xx0110xx
		060335xx0200xx
		060335xx0201xx
		060335xx0210xx
		060335xx0211xx
		060335xx97x0xx
		060335xx97x1xx
		060335xx99x00x
		060335xx99x01x
		060335xx99x1xx
		060340xx0100xx
		060340xx0101xx
		060340xx0110xx
		060340xx0200xx
		060340xx0201xx
		060340xx0210xx
		060340xx0211xx
		060340xx03x00x
		060340xx03x01x
		060340xx97x00x
		060340xx97x01x
		060340xx99x00x
		060340xx99x01x
		060340xx99x1xx
		060370xx01x0xx
		060370xx97x0xx
		060370xx99x00x
		060370xx99x01x
37	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年９月28日に、薬事法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	020130xxxxxxxx
38	シクロスポリン（薬事法第14条第９項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成24年10月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	060335xx0210xx